

北海道土地利用基本計画－第5次(素案)－の概要及び変更点

第1 土地利用の基本

道土利用の基本方向

道土の利用に当たっては、道土の安全性を高め持続可能で豊かな道土の形成を目指し、道土を適切に管理し、自然環境や景観等を保全・再生・活用し、災害に対する安全な土地利用を進める。

■適切な道土管理の実現

- ・都市機能や居住の中心部や生活拠点への集約化
- ・郊外部への市街地の無秩序な拡大抑制
- ・優良農地の確保や農業の担い手への農地の集積・集約化
- ・道土の保全や水源の涵養等に重要な役割を果たす森林の整備・保全

■自然環境や美しい景観等の保全・再生・活用

- ・自然環境の有する多様な機能を積極的に活用したグリーンインフラの取組の推進
- ・水資源の保全と水源周辺における適正な土地利用の確保

■安全・安心の実現

- ・ハード対策とソフト対策を適切に組み合わせた防災・減災対策の実施
- ・災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限

<主な変更点>

平成29年3月に変更した「国土利用計画(北海道計画)」の土地利用に関する考え方(「道土利用の基本方針」との整合性を図るため、今後の土地利用に当たっては、

- ・適切な道土管理の実現
- ・自然環境や美しい景観等の保全・再生・活用
- ・安全・安心の実現

を視点として進めることを「道土利用の基本方向」に位置づけるとともに、これら3つの視点に関する記述を追加。

地域類型別の土地利用

■都市

- ・都市機能や居住の中心部や生活拠点への集約化
- ・低・未利用地や空き家の有効活用
- ・災害リスクの高い地域への都市化の抑制、都市機能の安全な地域への集約

○■農山漁村

- ・コミュニティの再生や住民サービス機能の維持・確保
- ・農業の担い手への農地の集積・集約化や農地の良好な管理
- ・森林資源の循環利用や森林の適切な整備・保全

■自然維持地域

- ・野生生物の生息・生育空間の適切な配置や連続性の確保
- ・エコツーリズムなど自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用の推進
- ・自然環境の保全・再生・活用

<主な変更点>

- ・都市機能のほかに、居住についても中心部や生活拠点に集約化することを新たに記述。
- ・低・未利用地のほかに、近年問題となってる空き家の有効活用について新たに記述。
- ・災害リスクの高い地域への都市化の抑制など安全・安心なまちづくりの推進について新たに記述。

<主な変更点>

- ・人口減少を踏まえ、農山漁村において、コミュニティの再生や住民サービス機能の維持・確保に向けた取組を進めることについて新たに記述。

<主な変更点>

- ・エコツーリズムなど自然体験・学習等の自然とのふれあいの場としての利用など自然環境を「活用」という視点を記述。

連携地域別の土地利用

■道央広域連携地域

- ・ものづくり産業や食関連産業等の集積などによる本道経済を牽引する産業の活性化の促進
- ・アイヌ文化や産業遺産など地域固有の歴史や文化、産業などを活かしたまちづくり

■道南連携地域

- ・豊富な地域資源を活用した食品産業などの企業誘致の促進
- ・北海道新幹線を活用した地域づくりや地域の固有な歴史や文化を活かしたまちづくり

■道北連携地域

- ・風力や太陽光、バイオマス、雪氷などを利活用した再生可能エネルギーの導入促進
- ・ロシア極東地域との経済・文化交流の推進

■オホーツク連携地域

- ・基幹産業である農林水産業の生産体制の整備や地域材の利用促進
- ・知床の保全や適正な利用促進

■十勝連携地域

- ・大規模な畑作や酪農・畜産の生産基盤の整備促進
- ・家畜排せつ物などのバイオマスや水素エネルギーの導入・普及の促進

■釧路・根室連携地域

- ・豊富な農林水産物などを活かした食品製造業の振興
- ・知床や湿原など特色ある豊かな自然環境の保全と利用促進

<変更点>

北海道総合計画における連携地域ごとに、平成28年7月に策定された連携地域別政策展開方針の「地域のめざす姿」や「主な施策の展開方向」等を踏まえ記述。(現行計画は、平成20年10月に策定された連携地域別政策展開方針を踏まえ記述。)

第2 土地利用の原則及び調整

土地利用の原則

<p>■都市地域 一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域</p>	<p>■農業地域 農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域</p>	<p>■森林地域 森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域</p>	<p>■自然公園地域 優れた自然の風景地で、その保護及び利用の増進を図る必要がある地域</p>	<p>■自然保全地域 良好な自然環境を形成している地域で、その自然環境の保全を図る必要がある地域</p>
<p>・再開発等により土地利用の高度化を促進するとともに、市街化区域又は用途地域において今後新たに必要とされる宅地については、計画的に確保、整備する。</p>	<p>・現況農用地は極力その保全と有効利用を図るとともに、農用地区域において今後新たに必要とされる農用地を計画的に確保、整備する。</p>	<p>・必要な森林の確保を図るとともに森林の有する諸機能が発揮されるよう整備・保全する。</p>	<p>・優れた自然の保護と適正な利用を図る。</p>	<p>・生物多様性の確保など適正な保全を図る。</p>

五地域区分の重複する地域における土地利用に関する調整指導方針

・都市地域と農業地域が重複する場合や都市地域と森林地域が重複する場合など9つのケースについて、土地利用の優先順位、土地利用の誘導の方向等について記載。

＜都市地域と農業地域とが重複する地域の場合＞
市街化区域及び用途地域以外の都市地域と農用地区域とが重複する場合は、農用地としての利用を優先し、農用地区域の除外は抑制するものとする。

＜変更点＞ なし。
五地域に係る個別規制法の大幅な改正が行われていないことから、特段の変更は行わない。

水資源保全地域の土地利用

・本道の貴重な財産である水資源の保全と水源周辺における適正な土地利用の確保

＜変更点＞
平成24年に制定した「北海道水資源の保全に関する条例」を踏まえ、新たに記載。

第3 土地利用上配慮されるべき公的機関の開発保全整備計画

- 苫小牧東部開発新計画
- 石狩湾新港地域開発基本計画

※相当規模にわたる面的広がりを持つ公的機関を主体とする開発保全整備計画について、土地利用上配慮されるべきものであることを記載。
※土地利用基本計画に記載することにより、開発保全整備計画に係る事業の実施を明らかに阻害することになる土地取引について、利用目的の変更勧告等の措置を講ずることができる。

＜変更点＞ なし。
現行計画に引き続き、上記2計画を記載。
なお、本項目については、現行計画では「第2 土地利用の原則及び調整」の中で記載していたが、開発保全整備計画に関する記述は、「第2」の他の記述と性格を異にすることから、他都府県の計画を参考に「第3」として大項目化する。